

下呂市入札心得

平成17年 4月 1日
平成19年 1月15日 訂正
平成19年 8月20日 訂正
平成20年 5月22日 訂正
平成22年 4月 1日 訂正
令和 4年 8月 4日 改正

1. 一般事項

- (1) 入札は、静粛かつ厳正に行ってください。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (3) 談合情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として指名替えのうえ改めて入札を行うものとします。
- (4) 入札中は私語を慎み、携帯電話の電源はお切りください。

2. 入札の手順等

- (1) 入札参加者は、入札の公示又は指名の通知があった場合は、速やかに入札関係書類の閲覧等を行って下さい。また、この場合において入札関係書類に疑義があるときは関係職員に説明を求めることができます。
- (2) 入札参加者は、指定された時間に指定された場所で入札書を提出して下さい。
- (3) 入札参加者は、入札に立ち会わなければなりません。郵送による入札及び電子入札システムによる場合は、希望する入札者に限り立ち会うことができます。
- (4) 入札書の提出は、電子入札システムにより行うことができます。ただし、電子入札システムによる場合でも、市長の承諾を得て入札書又は辞退届を書面により提出することができます。
- (5) 指定された時間までに入札書を提出しない場合は棄権したものとみなします。この場合において、指名競争入札の場合は次回の入札に参加できない等の措置を行います。
- (6) 「建設工事の内訳書に関する取扱いについて」により、工事費内訳書を提出してください。
- (7) 入札書は、1件に1通を作成して封書にし、仕様書番号、件名及び名称等を表記して提出してください。また、電子入札による場合は、契約担当者があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとします。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって申込みしたものとしますので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (9) 代理人が入札に参加する場合には委任状を提出し、入札書には代理人の記名押印をして下さい。ただし、電子入札システムによる場合は代理人の入札は認められません。
- (10) 入札の回数は2回までとしますが、予定価格を事前公表した場合の入札回数は1回とします。
- (11) 再度入札に付した場合、入札を辞退される場合は、辞退の旨を記載した入札書を提出してください。なお、口頭で辞退される場合も可とします。
- (12) 再度入札に付した場合、前回の最低入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出したときは次回の入札に参加できません。
- (13) 入札書は、インク等消散し難いもので記名押印してください。
- (14) 入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることはできません。
- (15) 「郵便等による入札」にて通知した入札を除き、郵便による入札は認めていません。
- (16) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできないものとし、電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回することはできません。

- (17) 予定価格を事前公表している場合において、見積もった契約希望金額がその予定価格を超えている場合は、入札を辞退してください。

3. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低のものを落札者とします。なお、工事の請負契約において、最低制限価格を設けない場合は基準価格を設け、基準価格以下の入札について低入札価格調査を行います。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじによって落札者を決定します。この場合、当該入札者は、くじを引くことを辞退することはできません。

4. 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札者が他人の代理をし、または代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (3) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (4) 入札書に記名押印がないとき。
- (5) 電子認証書を取得していない者が入札をしたとき。（電子入札システムによる場合）
- (6) 入札書の金額を訂正又は改ざんしたとき。
- (5) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (6) 入札者の資格を有しない者が入札をしたとき。
- (7) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

5. 入札又は開札の中止による損害に関する事項

- (1) 天災その他やむ得ない理由により、入札及び開札を行うことができないときはこれを中止します。
- (2) 入札者が1人だけの場合は入札を中止することがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

6. 入札の辞退に関する事項

指名を受けた者は、入札執行の前日までは入札を辞退することができます。ただし、郵便等による入札の場合は入札の日時までとします。この場合、その旨を記載した入札辞退届を財務課まで提出してください。また、電子入札システムによる場合は、入札辞退届を作成の上、電子入札システムにより提出して下さい。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けることはありません。

7. 契約の締結に関する事項

- (1) 落札決定をした日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。
- (2) 契約者は、請負代金が1,000万円以上の建設工事については、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付し又は、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。
- (3) 予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負については市議会の議決を要するため、議会の議決を得たときに当該契約が成立する旨を含む仮契約となります。

8. その他

入札執行については、地方自治法、同法施行令及び下呂市契約規則に定めるところによります。